

光 市 景 観 計 画

平成 2 6 年 2 月

光 市

目次

序章	はじめに	1
第1章	景観計画の概要	3
1	背景と目的	3
2	位置付け	4
3	構成	5
第2章	景観計画の区域	6
第3章	良好な景観の形成に関する方針	7
1	基本的な考え方	7
2	将来像と目標	8
3	基本的な方針	10
4	地域別の方針	13
第4章	良好な景観の形成のための行為の制限	26
1	届出が必要な行為	26
2	景観形成の基準	27
第5章	景観行政の推進に向けた取組み	30
1	重点的に景観形成を進める地域	30
2	景観重要建造物の指定の方針	30
3	景観重要樹木の指定の方針	30
4	屋外広告物の表示等の制限	31
5	景観重要公共施設の整備	31
第6章	景観まちづくりの展開にあたって	32
1	景観まちづくりの推進	32
2	人づくりや意識の高揚	33
3	制度や体制の充実	34
資料編		35
1	関係法令等	35
2	光市景観計画策定市民協議会設置要綱	47
3	光市景観計画策定市民協議会委員名簿	49
4	用語解説	50

序章 はじめに

一般的に「景観」という言葉は、「風景」、「景色」、「眺め」と同様に用いられています。

「景」は、光、ひかげを表す意味が転じて、日光や景色、様子などを表します。

「観」は、見ることにとどまらず、見方や考え方、さらには見晴らし台という意味もあります。

これらが組み合わさった「景観」は、単に景色が広がっているのではなく、そうした物的環境を人々がそれぞれの思いで、景色として眺めているということを表しています。

フランスの風景学・地理学者であるオギュスタン・ベルクは、次のように述べています。

「山があるから、山の景色があるのではない。景色として山を見るから、山の景色があるのだ。西欧人が、アルプスの山々を美しい景色として眺めるようになったのは、18世紀になってからのことである。」

美しく良好な景観づくりは、見た目を美しくすることだけを目指すものではありません。景色を美しいと感じるには、それを眺める人がいる場所、すなわち「視点場」が、音や匂い、雰囲気など目に見えない要素も含めて「快適」であることが必要です。また、景色の見方は人々の価値観に大きく左右されることから、眺める景色を「美しい」と感じようとする心の豊かさが求められます。

このため、私たち一人ひとりが自らの生活や経済活動等において、利便性や経済性、効率性など機能面のみを追及するのではなく、それぞれの地域が有する自然や歴史、文化、風土などと調和しようとする意識や取組みが重要となります。

つまり景観づくりは、環境美化や文化活動、伝統行事、さらにコミュニティ活動や地域活性化など、様々な分野をあわせた複合的な取組みであり、地域の個性や特性を活かす総合的なまちづくりの一つといえます。

「光市景観条例」の前文

私たちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、清らかな流れの島田川、なだらかな曲線を描く象鼻ヶ岬、幽玄な石城山など水や緑豊かな美しい自然景観と四季折々の心和む風景に恵まれたまちである。

私たちは、古来育まれてきた自然景観を礎とし、地域の歴史や風土、文化的環境に根ざした町並みや農漁村など、多彩な風景を創出しながら、まちを発展させてきた。

一方、社会経済の発展や建設技術の進歩等により、快適で機能的な都市の形成が進んだが、経済性や効率性、利便性を重視した結果、美しさへの配慮や周辺との調和を欠いた景観や無個性で画一的な景観が見られるようになった。

一度失われた地域の景観を復元することは困難であり、経済的な損失だけでなく社会的な損失を伴うことが多い。そのような状況にならないために、私たちは、先人から受け継いだ豊かな景観を守り、次世代に継承していかなければならない。

このような認識のもと、私たち一人ひとりの参画と協働により、光市のかげがえのない自然景観を守り、これらと調和した魅力あふれる景観を創造し、誇りと愛着をもってふるさと光市を子や孫の世代に引き継ぐことを決意し、この条例を定める。

第1章 景観計画の概要

1 背景と目的

(1) 背景

① 国・県の取組み

国においては、国土を国民共通の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、「美しい国づくり政策大綱」を平成15年7月に策定しました。また、景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」を制定し、平成16年12月に一部施行、平成17年6月に全面施行しました。

山口県においては、良好な景観形成を推進するための基本方針や施策の展開方向などを示した「山口県景観ビジョン」を平成17年3月に策定し、「美しいやまぐちづくり」の方向性を明確にするとともに、市町の取組みに対する支援等を開始しました。

② 本市の取組み

本市においては、国や県の動向も踏まえつつ、本市の実情に即した独自の景観行政を進めることとし、平成17年6月1日に景観法の規定による「景観行政団体」となり、景観計画の策定を進めてきました。その過程で、まずは良好な景観形成を推進するため、市民、事業者、行政それぞれの責務を明文化し、市民との積極的な協働により景観まちづくりを進めることなどの基本理念を掲げた「光市景観条例」を制定しました。併せて、市民ワークショップやイベント会場への出店など、様々な手法により良好な景観形成に向けた周知や啓発を行いました。

こうした取組みを経て、このたび、景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」を策定するものです。

(2) 目的

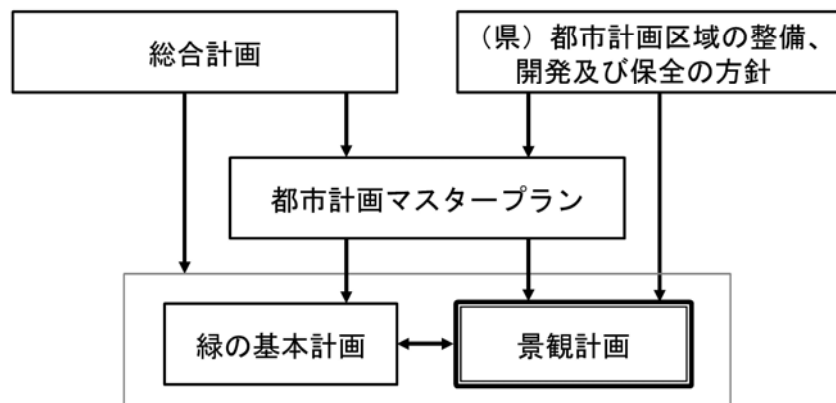
山・川・海の豊かな自然を守り次世代に継承するとともに、これらと調和した魅力あふれる景観を創造するため、建築行為や開発行為などに対して、一定の規制誘導を行います。

あわせて、市民、事業者、行政が、良好な景観に対する意識をさらに高めるとともに、それぞれの役割に応じた主体的な取組みを行い、協働による景観まちづくりを推進します。

2 位置付け

景観計画は、本市の最上位の計画である「総合計画」に即するとともに、都市計画区域においては、県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」に適合するものでなければなりません。また、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」は、本計画と整合したものでなければなりません。

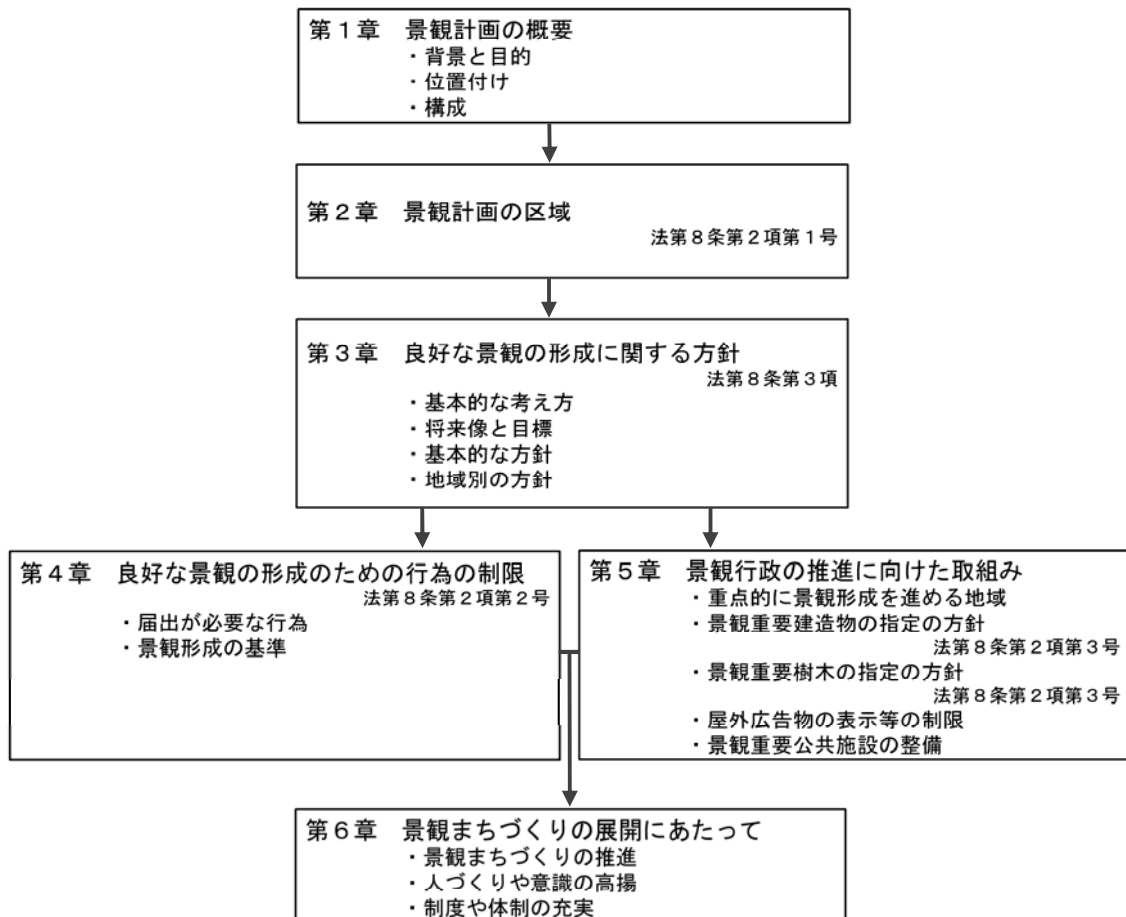
なお、景観行政の推進にあたり必要な事項については、法の規定により本市の条例で定めるものもあります。



3 構成

本計画は、法の規定により定めるものとされている項目、定めるよう努めるものとされている項目のほか、良好な景観の形成のために必要な事項についても定めるものとします。

本計画の構成については、次のようになります。



第2章 景観計画の区域

幽玄な石城山や母なる川・島田川、白砂青松の美しい室積・虹ヶ浜海岸や曲線を描く象鼻ヶ岬など、山・川・海の美しい自然に恵まれた本市は、潤いとやすらぎのある自然景観を礎とし、市街地や住宅地、農漁村などの集落、さらには水田や畑地に加え、歴史や文化資源などの要素を織り交ぜながら多彩な風景をつくり出してきました。

先人から受け継いだかけがえのない自然景観を守り、これらと調和した魅力あふれる景観を創造するため、本市の行政区域の全域（地先公有水面を含みます。）を景観計画の区域（以下「景観計画区域」といいます。）とします。



第3章 良好な景観の形成に関する方針

1 基本的な考え方

本市は全国で唯一となる「自然敬愛都市宣言」により、室積・虹ヶ浜海岸や島田川、石城山などの美しい自然を敬愛し、次世代に引き継ぐことを宣言しました。このため、豊かな自然環境と調和した景観形成を進めることを基本とします。

また、本計画は「都市計画マスタープラン」を上位に位置付ける計画です。良好な景観形成に係る取組みは、潤いややすらぎ、地域の個性など魅力あふれる都市づくりを進める上で重要な施策の一つです。このため、「都市計画マスタープラン」で掲げた都市づくりの目標を踏まえ、良好な景観形成を進めます。

「都市計画マスタープラン」に掲げた都市づくりの目標

- 地域集約型都市づくり
- 環境共生型都市づくり
- 活力創出の都市づくり
- 安全・安心の都市づくり
- 良好な景観の都市づくり

あわせて、本計画の策定に先立ち制定した「光市景観条例」では、良好な景観形成についての基本理念を定めていることから、この基本理念に基づくものとします。

「光市景観条例」に定めた基本理念

- 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、市民共通の資産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるよう、持続的にその整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性

及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。この場合において、良好な景観が市民共通の資産であることにかんがみ、地域住民のみならず、良好な景観の形成について関心を有するすべての者の意見を併せ考慮させなければならない。

○ 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、市、市民、事業者その他景観の形成に参加しようとするすべての者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

○ 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

2 将来像と目標

(1) 将来像

本市は、山・川・海の自然環境や古くから伝わる伝統・文化など多様な景観資源に恵まれています。これらは、私たち市民、事業者、行政共有の大切な財産であり、それぞれが一体となって次世代に継承するとともに、これらと調和した魅力あふれる景観の創出が求められます。

こうしたことから、「総合計画基本構想」で定めた都市の将来像「人と自然がきらめく 生活創造都市」や「総合計画後期基本計画」が目指すまちの姿「やさしさあふれる 「わ」のまち ひかり」を踏まえ、景観形成の将来像を次のように定めます。

人と自然と文化が出逢う まち

(2) 目標

人と自然と文化が調和した景観づくりを進め、将来像の実現を図るため、「人」、「地域」、「時代」をキーワードとして、次のように目標を定めます。

○ 市民が主体となり、世代を超えて人をつなぐ

市民一人ひとりが主体となり、互いの知恵や力を結集し支え合うことにより、魅力あふれる景観形成を進めます。

○ ふるさとの自然を守り、個性に満ちた地域をつなぐ

先人から受け継いだ山・川・海の豊かな自然をはじめとする地域固有の資源を活かした景観形成を進めます。

○ 歴史や文化を活かし、誇りをもって時代をつなぐ

郷土に伝わる歴史や風土、文化などを活用し、次世代に継承する景観形成を進めます。

また、将来像を具現化するため、「守る」、「育てる」、「創る」、「伝える」という視点により、市民、事業者、行政が協働で良好な景観形成を進めます。

3 基本的な方針

将来像と目標を踏まえ、景観形成の基本的な方針として景観構造ごとに次のように定めます。

(1) 面的景観

① 山・丘陵地の景観

ふるさとの自然を守り、ゆとりややすらぎのある景観づくり

近年、森林の荒廃や竹林の拡大が進む中、森林の多面的な機能を保持する施策が求められており、潮音寺山や門蔵山など身近な里山では、再生・活用の取組みが進められています。

山や丘陵地は、市民生活にゆとりややすらぎをもたらすことから、こうした景観形成に努めます。

② 田園の景観

豊かな田園を維持し、潤いや懐かしさを感じる景観づくり

用途地域を定めていない地域や市街化調整区域に広がる農地は、周辺の山々と調和したのどかな田園景観を創出しています。

こうした田園景観は、日本の原風景ともいえることから、豊かな生産基盤を維持しながら、山々や集落と調和した景観を保全し、潤いや懐かしさを感じる景観形成に努めます。

③ 市街地の景観

土地利用に応じ、市民生活を支える景観づくり

市街化区域や用途地域を定めた市街地においては、都市計画の規制により、市民の暮らしを支える建築行為や開発行為などの様々な事業が適正に進められています。

こうした住宅地、商業地、工業地などそれぞれの土地利用の制限に応じ、にぎわいや魅力、活力のある町並みの景観形成に努めます。

(2) 軸的景観

① 水辺の景観軸

恵まれた自然と調和し、ふれあいのある景観づくり

瀬戸内海国立公園に指定されている室積・虹ヶ浜海岸は、本市を代表する美しい自然景観であり、海岸や松林を積極的に保全するとともに、これらと調和した景観形成に努めます。

また、島田川や光井川などの河川は、水に親しみ、自然とふれあえる水辺空間の創出に努め、都市景観のシンボルとなる景観形成に努めます。

② 森の景観軸

美しい山々と調和し、まちの背景となる山並み景観づくり

幽玄な石城山や茶臼山・虎ヶ岳、千坊・大峰山などの山々は、美しい稜線を描いているだけでなく、本市のまちの背景となっています。

このため、これらの山並みの景観を保全するとともに、山頂からの眺望景観を有する展望地の保全に努めます。

③ 道路の景観軸

連続性や統一感があり、まちのシンボルとなる景観づくり

魅力的な都市空間の形成のため、国道188号や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線など主要な幹線道路では、安全性に配慮しつつ、都市のシンボルとなる景観の創出に努めます。このため、標識類などサインの統一や無電柱化推進事業等の促進に努めます。

また、市民や事業者との協働により、「緑の基本計画」で示した「彩りのみち」の創出を促進します。

(3) 点的景観

① 交流を促す景観

まちの「顔」となり、人がつながる景観づくり

多くの人々が利用する駅や公共施設などの交流拠点は、来訪者をもてなす空間として、まちや地域の「顔」となる景観形成に努めます。

② 歴史・文化が織りなす景観

歴史を伝え、文化を育てる景観づくり

国指定の史跡・石城山神籠石や重要文化財・石城神社本殿、室積海商通りの町並みなど、固有の歴史・文化を保全・活用した景観形成に努めます。

③ 花とみどりがあふれる景観

花とみどりに囲まれ、潤いに満ちた景観づくり

冠山総合公園や伊藤公記念公園、大蔵池公園など「緑の拠点」となる公園をはじめ、宝来山や岩屋など貴重な緑を育む原生自然環境保全地域などにおいては、花とみどりあふれる景観形成に努めます。

④ 伝統行事や祭りを伝える景観

地域に根付いた行事や祭りによる景観づくり

「周防柱松」や「早長八幡宮秋まつり」、「石城太鼓」など、地域に根付き大切に受け継がれている伝統行事や祭りを伝承し、個性あふれる景観形成に努めます。

4 地域別の方針

(1) 地域の区分

景観形成の目標や基本的な方針を踏まえて、各地域の特性を活かした景観形成を進めるため、「総合計画」や「都市計画マスタープラン」において設定した4つの地域ごとに景観形成の方針を示します。

東部地域	岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区
西部地域	浅江・島田地区
南部地域	室積・光井地区
北部地域	三井・周防・上島田地区



(2) 東部地域

① 景観の特性

東部地域は、石城山をはじめ天登山や呉麓山などに囲まれた緑豊かな田園風景が広がる丘陵地であり、広範囲にわたり石城山県立自然公園の区域に指定されています。また、重要文化財である石城神社本殿や国指定史跡石城山神籠石などの文化財が受け継がれ、初代内閣総理大臣伊藤博文公の生誕地でもあるなど、歴史や文化が調和した魅力ある景観を創出しています。

一方、JR岩田駅周辺地区には、行政施設やコミュニティ施設をはじめ、医療・福祉施設などが集積したコンパクトなまちが形成されています。

② 景観形成の目標と方針

歴史と文化の香る、景観の形成を目指す。

- 緑豊かな田園景観や山並み景観の保全に努めます。
- 眺望景観を有する石城山、天登山などの展望地の保全に努めます。
- 石城山の自然や史跡、伊藤公記念公園の歴史や文化資源を活用し、自然・文化的景観の保全に努めます。
- 黒杭川や東荷川は、ホタルや水生生物が生息する自然景観の保全・創出に努めます。
- 石城太鼓や東荷神舞、大日市など、地域の伝統的景観の維持に努めます。

③ 主な景観資源

種別		主な景観資源
自然景観 (山並み、川、海など)		石城山県立自然公園（石城山、天登山、夕日の滝など）、呉麓山、東荷川、黒杭川など
眺望景観		石城山、天登山、呉麓山など
文化的景観 (文化財など)		石城山神籠石、石城神社本殿、旧伊藤博文邸、宗通寺の石風呂など
伝統行事の景観 (地域伝統行事など)		石城太鼓、東荷神舞、大日市など
都市景観	町並み、建造物	三輪の市（宿場町）、旧東荷郵便局など
	道路、公園等	大和総合運動公園、伊藤公記念公園など
田園景観		東荷地区や塩田地区に広がる農地
動植物の景観		東荷神社樹木、黒杭川・東荷川のホタルなど

東部地域の景観資源等



●●●●●●	水辺の景観軸
●●●●●●	森の景観軸
●●●●●●	道路の景観軸
◎	交流を促す景観
●	歴史・文化が織りなす景観
■	花とみどりがあふれる景観
◆	伝統行事や祭りを伝える景観
—	主な河川
—	国道・県道などの主要な道路
▲	山
○→	視点場・眺望

(3) 西部地域

① 景観の特性

西部地域は、島田川の下流域に位置し、本市で最も人口が集中した地域です。また、「日本の渚・百選」などに選定されている白砂青松の虹ヶ浜海岸や水鳥が集う島田川などは、本市を代表する優れた自然景観として広く市民に親しまれています。

浅江地区では、大型商業施設が進出し、高層マンションが建設されるなど、都市的土地利用が進んでいます。また、本市の幹線道路である国道188号や島田地区の商業地では、無電柱化推進事業により、新たな道路景観が形成されています。

また、伝統文化としては、県指定無形民俗文化財の島田人形浄瑠璃芝居や市指定無形民俗文化財の周防猿まわしがあります。

② 景観形成の目標と方針

自然とまちが調和した、景観の形成を目指す。

- 虹ヶ浜海岸を保全し、周辺と調和した景観づくりに努めます。
- 茶臼山や虎ヶ岳、鶴羽山の山並み景観の保全に努めます。
- 良好な眺望を有する茶臼山などの景観の保全に努めます。
- 潮音寺山や門蔵山など里山や緑地の保全に努めます。
- 島田川の桜や菜の花、水鳥など、四季を感じる河川景観の創出と保全に努めます。
- JR光駅周辺は、都市機能の充実と虹ヶ浜海岸などの自然景観との調和に努めます。
- 国道188号などの幹線道路や「なぎさへの道」など、まちのシンボルとなる景観の創出に努めます。

③ 主な景観資源

種別		主な景観資源
自然景観 (山並み、川、海など)		瀬戸内海国立公園（虹ヶ浜海岸、門蔵山）、鶴羽山、茶臼山、虎ヶ岳、島田川（桜並木、菜の花）、西の河原川、潮音寺山など
眺望景観		茶臼山、虎ヶ岳、鶴羽山など
文化的景観 (文化財など)		島田人形浄瑠璃芝居、周防猿まわしなど
都市景観	町並み、建造物	浅江神社、熊野神社など
	道路、公園等	国道188号などの無電柱化、なぎさへの道、水鳥の道、浜線、高洲線、虹ヶ浜西緑地、西河原緑地、大蔵池公園など
動植物の景観		島田川の水鳥、ニジガハマギクなど

西部地域の景観資源等



●●●●●	水辺の景観軸
●●●●●	森の景観軸
●●●●●	道路の景観軸
◎	交流を促す景観
●	歴史・文化が織りなす景観
■	花とみどりがあふれる景観
◆	伝統行事や祭りを伝える景観
—	主な河川
—	国道・県道などの主要道路
▲	山
○→	視点場・眺望

(4) 南部地域

① 景観の特性

南部地域は、風光明媚な象鼻ヶ岬をはじめ、白砂青松の室積海岸や千坊・大峰山の山並みが広がる自然豊かな地域です。

室積地区には、昔の港町を感じさせる海商通りの町並みや、国指定天然記念物の峨嵋山樹林があります。また、離島の牛島には、モクゲンジ群生地やヒトツバハギ群生地のほか、国指定天然記念物のカラスバトが生息するなど貴重な動植物が残っています。

光井地区には、市役所や総合福祉センター、消防本部などの行政機関や光スポーツ公園、総合体育館、山口県スポーツ交流村などのスポーツ・レクリエーション施設が集積しています。

② 景観形成の目標と方針

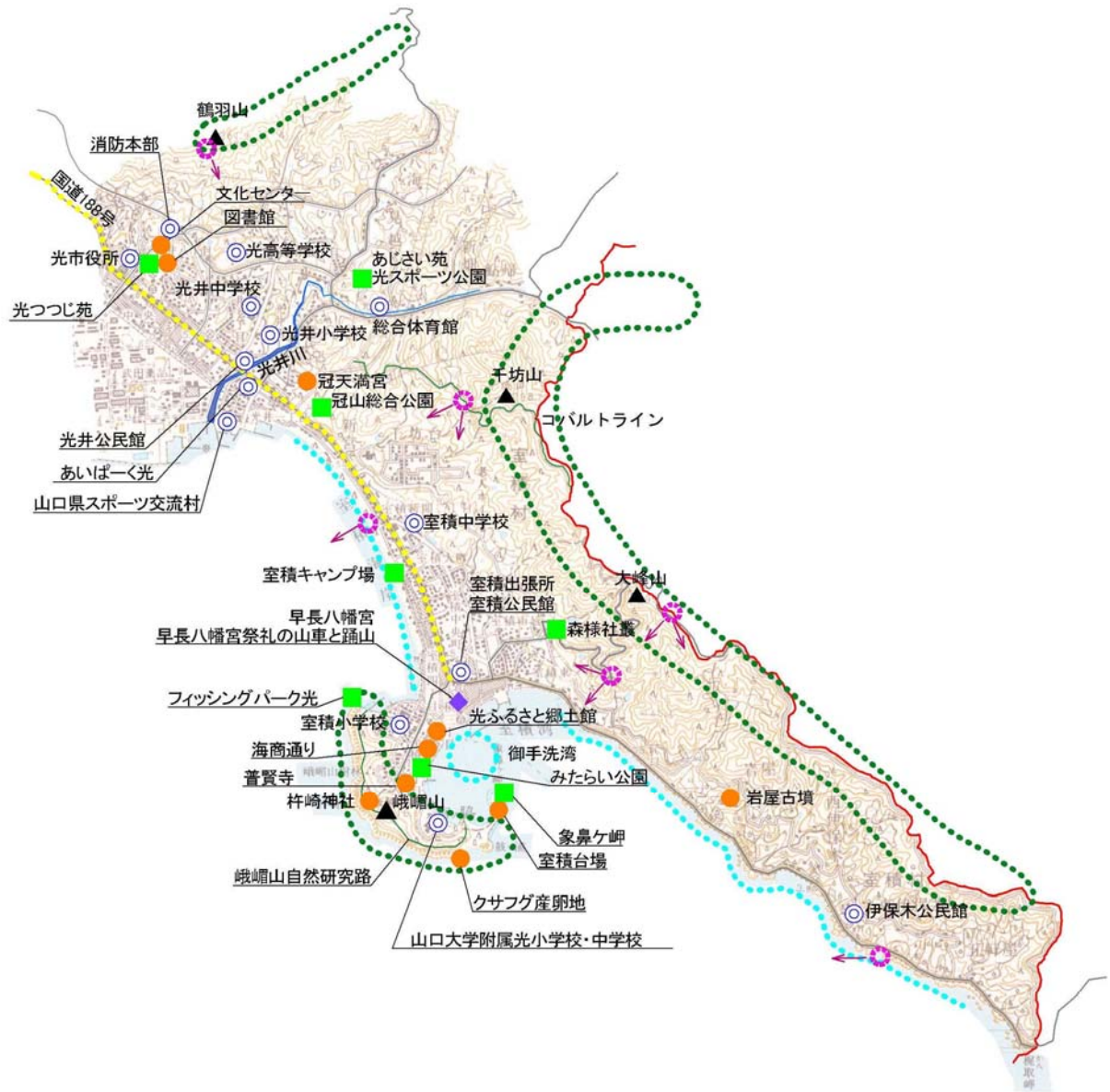
自然と歴史を活かした、景観の形成を目指す。

- 千坊・大峰山、峨嵋山樹林などの山並み景観の保全に努めます。
- 伊保木地区や室積地区から眺める海岸景観や美しい夕陽の景観の保全に努めます。
- 良好な景観が望める展望地を維持し、風光明媚な象鼻ヶ岬の眺望景観の保全に努めます。
- 伊保木海岸や牛島の平茂海岸などの自然海岸の保全に努めます。
- 峨嵋山樹林など豊かな自然を活かした景観形成に努めます。
- 冠山総合公園の梅の里、光スポーツ公園のあじさい苑などにおいては、花とみどりの景観形成に努めます。
- 天然記念物に指定された動植物などの自然景観の保全に努めます。

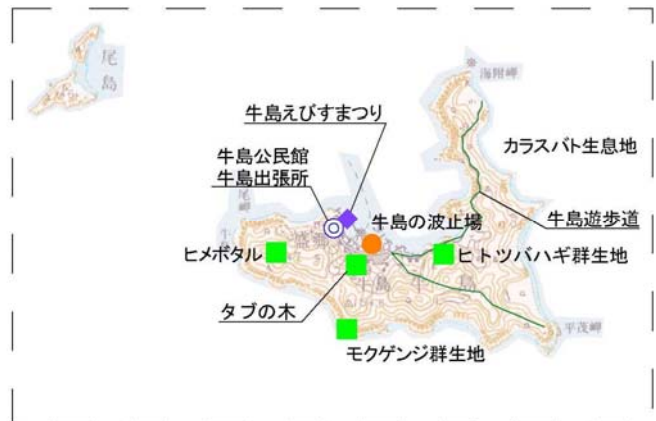
③ 主な景観資源

種別		主な景観資源
自然景観 (山並み、川、海など)		瀬戸内海国立公園（室積海岸、象鼻ヶ岬）、県立室積公園（峨嵋山樹林）、伊保木海岸、平茂海岸（牛島）、御手洗湾など
眺望景観		千坊・大峰山（コバルトライン、萩の平）
文化的景観 (文化財など)		牛島の波止場、普賢寺庭園、岩屋古墳など
伝統行事の景観 (地域伝統行事など)		早長八幡宮秋まつり（山車、踊山）、普賢まつり、梅まつり、牛島えびすまつりなど
都市景観	町並み、建造物	海商通り、普賢寺、早長八幡宮、ふるさと郷土館、冠天満宮など
	道路、公園等	国道188号、荒神堂線、中央町線、光スポーツ公園（あじさい苑）、冠山総合公園、みたらい公園など
動植物の景観		森様社叢、クサフグ産卵地、モクゲンジ群生地、カラスバト（牛島）など

南部地域の景観資源等



●●●●●	水辺の景観軸
●●●●●	森の景観軸
●●●●●	道路の景観軸
◎	交流を促す景観
●	歴史・文化が織りなす景観
■	花とみどりがあふれる景観
◆	伝統行事や祭りを伝える景観
—	主な河川
—	国道・県道など主要な道路
▲	山
○→	視点場・眺望



(5) 北部地域

① 景観の特性

北部地域は、島田川上流域の内陸部に位置し、優良な農地や緑豊かな丘陵地が広がる自然景観に恵まれた地域です。

JR島田駅周辺では、島田川の改修が進み三島橋が架け替えられ、また、三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の整備により、市民の憩いや健康づくりの場として新たな景観が創出されています。

周防工業団地は、山陽自動車道熊毛インターチェンジに近い特性を活かし、自動車部品や住宅建材、プラント部品など製造工場の立地が進んでいます。

② 景観形成の目標と方針

水と緑が調和した、景観の形成を目指す。

- 虎ヶ岳、鶴羽山の山並み景観の保全に努めます。
- 眺望景観を有する虎ヶ岳、鶴羽山などの展望地の保全に努めます。
- 自然が残る島田川などの水辺景観の保全・創出に努めます。
- 優良な農地が広がる千田郷・小周防地区などの田園景観を保全するとともに、周辺環境と調和した景観形成に努めます。
- 向山文庫周辺は、歴史や文化を感じる景観づくりに努めます。
- 島田川に架かる潜水橋（旭橋、小野橋）や伝統行事である周防柱松は、地域を育ててきた景観であり、保全に努めます。

③ 主な景観資源

種別		主な景観資源
自然景観 (山並み、川、海など)		虎ヶ岳、鶴羽山、島田川、東荷川、一の坂滝など
眺望景観		虎ヶ岳など
文化的景観 (文化財など)		向山文庫、岡原遺跡など
伝統行事の景観 (地域伝統行事など)		周防柱松、長徳寺市など
都市景観	町並み、建造物	溪月院、正義霊社、賀茂神社など
	道路、公園等	旭橋、小野橋など
田園景観		千田郷・小周防地区の田園など
動植物の景観		ギフチョウ、ホタルなど

北部地域の景観資源等



●●●●●	水辺の景観軸
●●●●●	森の景観軸
●●●●●	道路の景観軸
◎	交流を促す景観
○	歴史・文化が織りなす景観
■	花とみどりがあふれる景観
◆	伝統行事や祭りを伝える景観
—	主な河川
—	国道・県道など主要な道路
▲	山
○→	視点場・眺望

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限

1 届出が必要な行為

良好な景観形成に支障を及ぼすことのないよう、景観計画区域で法及び条例の規定による行為をしようとする市民等は、あらかじめ、必要な事項を本市に届け出なければなりません。

届出が必要な行為は、次のとおりです。

景観法の規定による行為	
○	建築物の新築、増築等*
○	工作物の新設、増築等*
○	宅地造成などの開発行為
条例の規定による行為	
○	土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
○	水面の埋立て又は干拓
○	屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積
* 改築、移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替、色彩の変更を含みます。	

ただし、通常管理や災害時等の応急措置など法令で定められた行為のほか、条例で定める規模等のものについては、届け出る必要はありません。

本市の景観計画区域において、届出が必要な行為（規模等）は、次のとおりです。

行為	届出が必要な行為（規模等）	
建築物の新築、増築等	高さが13m又は延べ面積が500㎡を超えるもの	
	仮設建築物については、規模等に関係なく届出は不要です。	
工作物の新設、増築等	広告塔、広告板等	高さが4mを超えるもの
	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など	高さが15m（第一種低層住居専用地域においては10m）を超えるもの
	その他の工作物	高さが13m（第一種

		低層住居専用地域においては10m)又は築造面積が500㎡を超えるもの
		仮設工作物については、規模等に関係なく届出は不要です。
開発行為		区域が1,000㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更		区域が1,000㎡以上のもの
水面の埋立て又は干拓		区域が1,000㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積		区域が1,000㎡以上のもの

2 景観形成の基準

景観計画区域で建築行為や開発行為などを行おうとする市民等は、次の基準を満足するよう協力しなければなりません。

あらかじめ届出が必要な行為について、この基準に適合しないと認められるときは、市は、設計の変更等の必要な措置をとるよう勧告することができます。

なお、特定届出対象行為（条例で定める建築物の新築、増築等及び工作物の新設、増築等）に係る形態意匠については、市は、勧告に代えて、設計の変更等の必要な措置をとるよう命令することができます。

行為	景観形成の基準	
建築物の新築、増築等	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園など公共用地との敷地境界からできるだけ後退すること。 隣接地との連続性に配慮すること。 主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮すること。 歴史的な建造物など優れた景観資源の周辺においては、その位置関係に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根の色彩は、低彩度のものを基調とすること。ただし、市街地で周辺と調和する場合においては、この限りでない。 周辺や背後の丘陵地、山並みを考慮し、田園景観に調和するよう努めること。
	高さ等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物との連続性に配慮すること。 主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮すること。 周辺の景観と調和するよう、高さや規模に配慮すること。 市街化調整区域又は用途地域を定めていない地域においては、なるべく低いものとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 適切に維持管理できる範囲で敷地内をできるだけ緑化すること。 大規模な施設では、敷地に高木を植えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫すること。
工作物の新設、増築等	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園など公共用地との敷地境界からできるだけ後退すること。 主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮すること。 歴史的な建造物など優れた景観資源の周辺においては、その位置関係に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 周辺や背後の丘陵地、山並みを考慮し、田園景観に調和するよう努めること。
	高さ等	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺望を妨げない

		<p>よう配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和するよう、高さや規模に配慮すること。 ・ 市街化調整区域又は用途地域を定めていない地域においては、なるべく低いものとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に維持管理できる範囲で敷地内をできるだけ緑化すること。 ・ 大規模な施設では、敷地に高木を植えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫すること。
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発後の状態が、周辺の景観と調和するよう努めること。 ・ 周辺の地形や景観の状況を把握し、地形や植生を活かしたものとする。 ・ 電線類や電柱の設置位置に配慮すること。
土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や公園など公共の場所から開墾跡地等が目立たないように、周辺の地形や植生等に配慮すること。
水面の埋立て又は干拓		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然水面を保全・活用するよう努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や公園など公共の場所から堆積物が目立たないように、位置や規模、配置などを工夫すること。

第5章 景観行政の推進に向けた取組み

1 重点的に景観形成を進める地域

特に良好な景観の整備、保全、創出により、本市の景観形成に重要な役割を担うと認められる地域については、「景観形成重点地域」の指定や、地域住民・事業者との協働によるきめ細やかな景観形成基準の設定など、地域の特性に応じた誘導について検討します。

2 景観重要建造物の指定の方針

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができる建造物（建築物及び工作物）のうち、外観が景観上の特徴を有し、次の項目に該当するものについて、所有者の同意を得て、景観重要建造物の指定を検討します。

- 優れたデザインを有し、市民に親しまれているもの。また、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 時を経て、伝統的なたたずまいが保存されて、風土の景観に寄与するもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として表されたものであり、地域を象徴する建造物であるもの
- 公共性の高い場所において、景観的重要性の高いもの

3 景観重要樹木の指定の方針

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができる樹木のうち、樹容が景観上の特徴を有し、次の項目に該当するものについて、所有者の同意を得て、景観重要樹木の指定を検討します。

- 相当な樹齢の古木や鎮守の森のうち、良好な景観に寄与するもの
- 地域のシンボリックな存在で、市民に親しまれており、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 公共性の高い場所において、景観的重要性の高いもの

4 屋外広告物の表示等の制限

屋外広告物の表示等については、山口県の権限移譲により、平成23年4月から本市が県条例に基づいて、一部の許可事務を行っています。

屋外広告物は、大きさや形状、色彩などにより景観形成に大きな影響を与えており、市街地でのにぎわい創出の効果がある一方で、良好な景観の阻害につながることもあります。このため、屋外広告物の表示等に係る一定の制限・規制について検討します。

5 景観重要公共施設の整備

道路や河川、都市公園などの公共施設は、本市の景観を構成する重要な要素となっています。

こうした公共施設のうち、良好な景観を形成する上で特に重要な役割を担うものについて、当該施設の管理者の同意を得て、景観上必要な整備に関する事項や占用等の許可基準について検討します。

第6章 景観まちづくりの展開にあたって

1 景観まちづくりの推進

良好な景観形成を進めるため、市民、事業者、行政が、それぞれの責務と役割を理解し、これまで以上に協働して景観まちづくりを進めます。

また、本計画の適切かつ継続的な運用により、景観行政を推進します。

(1) 市民等と行政との協働

本市の良好な景観は、現在及び将来にわたる市民共通の資産であるという認識の下、市民、事業者、行政が、良好な景観形成に向けた目標や方針に沿って取組みを進めることが求められます。

このため、それぞれの立場や役割を認識しながら、協働して景観まちづくりを推進します。

(2) 景観に関する組織

景観を形成する要素は多種多様であることから、良好な景観形成を進めるには、建築の専門家はもちろんのこと、市民をはじめ、商工関係や農林漁業関係など様々な立場の人々とともに協議等を進めることのできる体制が必要です。

このため、景観に関する審議や協議を行う組織づくりを検討します。

(3) 継続的な取組み

良好な景観は、歴史や文化、風土など地域に根ざした固有の要素と人々の営みとがうまく調和して形成されるものであり、一朝一夕にかなうものではなく、長い年月をかけた継続的な取組みが必要です。

このため、本計画の策定を契機に、これまで以上に景観に関する普及・啓発活動を進めるとともに、継続的な取組みを進めます。

(4) 景観計画の見直し

景観に関する市民意識の向上や価値観の多様化、さらには社会経済情勢の変化などに伴う様々な事業活動の展開により、今後、良好な景観を保全、整備、創出するための新たな取組みが求められることも想定されます。

このように、景観行政をさらに推進するために必要がある場合には、本計画の変更を検討します。

2 人づくりや意識の高揚

良好な景観形成を進めるには、市民一人ひとりが身近な景観に目を向け、景観を感じ、そして景観に「気付く」ことが大切です。

このため、様々な取組みを通じ、良好な景観形成に向けた人材育成や市民意識の高揚に努めます。

(1) 身近な取組みの実践

良好な景観形成を進めるには、まずは市民一人ひとりが地域に関心を寄せ、愛着や親しみを高めることが重要です。

このため、身近な道路や河川、海岸等での除草や清掃をはじめとする自主的な環境美化活動などを通じ、身近な景観を考えるきっかけづくりを進めます。

(2) 学習機会等の確保

市民等が良好な景観形成に対する理解や認識を深めるには、景観の概念やとらえ方など基礎的な知識を身につけてもらう必要があります。

このため、景観形成に関する教育や学習などの機会の積極的な提供に努めます。

(3) 市民活動に対する支援

市民等が主体的に行う景観に関する様々な活動や取組みは、良好な景観形成につながるものであり、市民参画による協働のまちづくりだけでなく、人材育成に寄与するものです。

このため、景観まちづくりに資する市民等の自主的な活動や取組みに対し、必要な支援に努めます。

(4) 景観形成に関する情報の発信

良好な景観形成を進めるには、市民等に本計画の目的や必要性などを正しく伝え、受け入れてもらうことが重要です。

このため、市民等が景観に関する様々な情報を容易に入手できるよう、積極的な情報の発信に努めます。

3 制度や体制の充実

景観まちづくりの推進のため、国や県との連携はもとより、法の規定や県の制度などに基づき、各種制度の創設や体制の充実に努めます。また、庁内の連絡体制等の強化に努めます。

(1) 国・県との連携

景観を構成する要素の一つとして、公共空間は大きな役割を果たしています。

このため、道路や河川などの公共施設については、周辺の景観に配慮したものとなるよう、本市はもとより、国や県との連携に努めます。併せて、「景観アドバイザー」など県の制度の活用にも努めます。

(2) 提案制度の手続の明確化

景観計画提案制度は、土地所有者やまちづくりの推進を行うNPO法人等が条件を満たした場合、行政に対し、一定の区域における景観計画の策定や変更を提案することができる制度です。

制度の趣旨に沿って、地域住民による主体的なまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、この手続を明確にします。

(3) 円滑な運用

良好な景観形成を進めるには、市民や事業者が本計画を理解し、本計画に沿って建築行為等を行う必要があります。

このため、計画の策定を市民等に周知するとともに、新たな「ルール」や手続をわかりやすく解説・例示する「景観形成ガイドライン」の作成を検討します。

(4) 庁内横断的な取組み

景観は、多様な要素が複合的に組み合わせられて構成されており、良好な景観形成には、都市計画や土木建築だけでなく、環境や観光、農林漁業、文化財などの施策との連携をさらに強化する必要があります。

このため、庁内関係部局を交えた総合的な取組みを進めます。

資料編

1 関係法令等

○ 景観法（抄）

（平成16年法律第110号）

（目的）

第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第6条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(定義)

第7条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項及び第98条第1項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下この項及び第98条第1項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第98条第1項の規定により第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第3号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

(景観計画)

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域

二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域

三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの

四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

三 第19条第1項の景観重要建造物又は第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する

る事項

- ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和27年法律第180号）による道路、河川法（昭和39年法律第167号）による河川、都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第10条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
 - ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
 - (1) 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準
 - (2) 河川法第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項（これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の許可の基準
 - (3) 都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準
 - (4) 津波防災地域づくりに関する法律第22条第1項又は第23条第1項の許可の基準
 - (5) 海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5の許可の基準
 - (6) 港湾法第37条第1項の許可の基準
 - (7) 漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準
 - ニ 第55条第1項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
 - ホ 自然公園法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
- 3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。
- 4 第2項第2号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第16条第1項第4号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であって、第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
 - イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - ニ その他第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北

海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。

- 6 景観計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条第1項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 9 景観計画に定める第2項第4号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 10 第2項第4号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第1号及び第4号ニに掲げる事項並びに第3項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 11 景観計画に定める第2項第4号ホに掲げる事項は、自然公園法第2条第5号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

（策定の手続）

第9条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第4号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第4号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国立公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧

に供しなければならない。

7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（特定公共施設の管理者による要請）

第10条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第8条第2項第4号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第8条第2項第4号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 景観行政団体は、前2項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

（住民等による提案）

第11条 第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

（計画提案に対する景観行政団体の判断等）

第12条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第13条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第9条第2項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第14条 景観行政団体は、第12条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

(届出及び勧告等)

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあつた日から30日以内にしなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を

求めることができる。

- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 六 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第4号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 八 第61条第1項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
 - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
 - 十 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））、防災街区整備地区整備計画（同法第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
 - 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
（変更命令等）

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定

は、適用しない。

- 2 前項の処分は、前条第1項又は第2項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から30日以内に限り、することができる。
- 3 第1項の処分は、前条第1項又は第2項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前条第1項又は第2項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第2項の期間内に第1項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、第2項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（行為の着手の制限）

- 第18条 第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から30日（特定届出対象行為について前条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第103条第4号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第1項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。
- 2 景観行政団体の長は、第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

(市町村による景観行政事務の処理)

第98条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の30日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第101条 第17条第5項の規定による景観行政団体の長の命令又は第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第17条第1項の規定による景観行政団体の長の命令又は第70条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者

(略)

第103条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第17条第7項又は第71条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第71条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第18条第1項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

(略)

第104条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○ 光市景観条例

(平成22年光市条例第25号)

私たちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、清らかな流れの島田川、なだらかな曲線を描く象鼻ヶ岬、幽玄な石城山など水や緑豊かな美しい自然景観と四季折々の心和む風景に恵まれたまちである。

私たちは、古来育まれてきた自然景観を礎とし、地域の歴史や風土、文化的環境に根ざした町並みや農漁村など、多彩な風景を創出しながら、まちを発展させてきた。

一方、社会経済の発展や建設技術の進歩等により、快適で機能的な都市の形成が進んだが、経済性や効率性、利便性を重視した結果、美しさへの配慮や周辺との調和を欠いた景観や無個性で画一的な景観が見られるようになった。

一度失われた地域の景観を復元することは困難であり、経済的な損失だけでなく社会的な損失を伴うことが多い。そのような状況にならないために、私たちは、先人から受け継いだ豊かな景観を守り、次世代に継承していかなければならない。

このような認識のもと、私たち一人ひとりの参画と協働により、光市のかげがえのない自然景観を守り、これらと調和した魅力あふれる景観を創造し、誇りと愛着をもってふるさと光市を子や孫の世代に引き継ぐことを決意し、この条例を定める。

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観の形成について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって魅力的なまちづくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、市民共通の資産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるよう、持続的にその整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。この場合

において、良好な景観が市民共通の資産であることにかんがみ、地域住民のみならず、良好な景観の形成について関心を有するすべての者の意見を併せ考慮させなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、市、市民、事業者その他景観の形成に参加しようとするすべての者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及等を通じて、基本理念に対する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画)

第6条 市長は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を策定しなければならない。

2 景観計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- (2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (4) その他良好な景観の形成のために必要な事項

3 市長は、景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ、光市都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民、事業者及び市民団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、景観計画を策定したときは、その旨を告示するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、景観計画の変更について準用する。

（景観まちづくり教育及び景観まちづくり学習の推進）

第7条 市は、良好な景観の形成に関する市民等の理解と認識を深め、魅力的なまちづくりを推進するため、景観まちづくりに関する教育及び景観まちづくりに関する学習を推進するよう努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第8条 市は、市民等が行う良好な景観の形成に関する自発的な活動が促進されるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第9条 市は、景観まちづくり教育及び景観まちづくり学習の推進並びに市民等が行う良好な景観の形成に関する自発的な活動の促進に資するため、良好な景観の形成に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（市民等からの提言）

第10条 市民等は、良好な景観の形成に関する施策について、市長に提言をすることができる。

2 市長は、前項の提言を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、当該提言をした市民等にその対応状況を報告するものとする。

（推進体制の整備）

第11条 市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（市民等との協働）

第12条 市は、良好な景観の形成に関する施策を展開するため、市民等との協働を積極的に推進するものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 光市景観計画策定市民協議会設置要綱

(平成19年光市告示第17号)

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観計画として、本市が有する美しい景観の保全及び育成に資する光市景観計画（以下「景観計画」という。）の策定を行うため、光市景観計画策定市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 良好な景観形成の促進に関し、協議すること。
- (2) 景観計画の策定に関し、意見を述べること。

(委員)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各界の有識者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画の策定が完了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めにより会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部都市政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成19年光市告示第57号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年光市告示第197号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

3 光市景観計画策定市民協議会委員名簿

番	氏名	備考
1	網 永 保 人	
2	植 村 芳 弘	会長
3	岡 村 毅	
4	奥 田 賢 吾	
5	萱 原 高 好	
6	熊 野 稔	
7	齋 藤 まゆみ	副会長
8	近 崎 秀 幸	
9	仲 山 哲 男	平成24年10月19日まで
10	西 岡 宏 道	
11	野 瀬 真由美	
12	橋 本 洋 子	
13	福 原 宏 子	
14	三 浦 恵 美	
15	宮 本 康 男	
16	守 末 道 代	
17	守 田 正	
18	吉 田 信 雄	
19	吉 廣 幸 江	
20	山 本 一 朗	平成25年5月31日まで

(50音順)

4 用語解説

見出し	語句	解説
あ行	<p>アイストップ</p> <p>彩りのみち</p> <p>屋外広告物</p>	<p>街角や見通しの良い道路の正面にある建築物、樹木など、人の視線を引きつける対象物。</p> <p>街路樹や花壇、沿線の自然の緑により、彩りとにぎわいを創出するため、「緑の基本計画」で位置付けた市街地の幹線道路や拠点に接続する道路。</p> <p>常時又は一定の期間継続して屋外で表示された看板、広告塔などのこと。建築物や工作物に掲示、表示されたものも含まれる。</p>
か行	<p>改築</p> <p>開発行為</p> <p>仮設建築物</p> <p>仮設工作物</p> <p>協働</p> <p>景観アドバイザー</p> <p>景観行政団体</p>	<p>建築物の全部又は一部を取り壊して、これと位置、用途、規模などがほぼ同程度のものを建てること。</p> <p>主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。民間事業者が行う団地造成などが該当する。</p> <p>必要に応じて一時的に設ける建築物。</p> <p>必要に応じて一時的に設ける工作物。</p> <p>自立した対等な立場のもの同士が、各々の異なる知識や資源を持ち寄って共通の目的のために働くこと。</p> <p>県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成活動を支援するため、山口県に登録された景観に関する知識・経験を有する人。</p> <p>景観行政を担う主体のこと。都道府県、政令市、中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は都道</p>

見出し	語句	解説
	景観計画提案制度	府県知事の同意を受け、景観行政団体となることができる。
	景観形成重点地域	土地所有者やまちづくりNPO法人等が、景観計画区域内の一定の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる制度。
	景観資源	特に良好な景観の整備、保全、創出により、本市の景観形成に重要な役割を担うと認められる地域として重点的に景観形成を進める地域。
	景観重要建造物	歴史資産や文化財、公園、河川、町並みの様子、シンボリックな建築物など、地域の景観を特徴付ける様々なもの。
	景観重要公共施設	公共の場所から容易に見ることができ、外観が景観上の特長を有している建造物（建築物又は工作物）で、良好な景観の形成に特に重要であるため、景観行政団体の長が指定したもの。
	景観重要樹木	道路、河川、都市公園、港湾などの公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なもの。
	形態意匠	公共の場所から容易に見ることができ、外観が景観上の特長を有している樹木で、良好な景観の形成に特に重要であるため、景観行政団体の長が指定したもの。
	権限移譲	建築物、工作物の外観の形状、色彩、模様、デザイン。
		住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体（市町村）で処理できるようにするため、国・県から基礎自治体へ事務権限を移譲すること。

見出し	語句	解説
	原生自然環境保全地域	環境基本条例に基づき規定した、自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態が維持されており、かつ、自然の法則と教訓を後世に残すべき貴重な資産であると認められる地域。
さ行	彩度 サイン 里山 市街化区域 市街化調整区域 軸的景観 自然敬愛都市宣言 視点場 占用	<p>色を表す3つの属性（明度、彩度、色相）の一つで、色の鮮やかさを示す数値。値が小さい（低い）ほど、落ち着いたやわらかい色となる。</p> <p>公共性の高い標識、案内誘導板、地図などの総称。</p> <p>人々の生活の一部として利用してきた低山地の林地や竹林のこと。</p> <p>既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。</p> <p>市街化を抑制すべき区域。</p> <p>道路や河川、海岸線などの連続した要素を「軸」としてとらえ、一定の方向性を有するつながりのある景観のこと。</p> <p>本市の財産であるふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継いでいくため、自然の恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを推進していく決意を表す宣言。</p> <p>対象を眺める場所、位置。</p> <p>河川や道路、都市公園などの区域の一部を独占して使用すること。</p>

見出し	語 句	解 説
た行	<p>地先公有水面</p> <p>点的景観</p> <p>都市計画マスタープラン</p> <p>都市公園</p> <p>土地の開墾</p>	<p>河川、沿岸海岸、湖沼など公共の用に供する水面。</p> <p>施設や伝統行事などシンボルや目印となるものを「点」としてとらえ、その周辺で形成される景観のこと。</p> <p>都市計画法の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画やまちづくりの指針となるもの。本市では建設事業を中心とする都市づくりに関する長期的な指針としても位置付けている。</p> <p>地方公共団体が設置する公園や緑地で、設置や管理に関する一定の基準等が定められているもの。街区公園、近隣公園、運動公園、総合公園などに分類される。</p> <p>山野を切り開き、農耕できる田畑などにすること。</p>
な行	<p>日本の渚・百選</p>	<p>海の恵みに感謝し、海を大切にする国民の心をはぐくむことを目的として、日本の渚百選中央委員会が選定した100か所の優れた渚。</p>
ま行	<p>緑の基本計画</p> <p>緑の拠点</p> <p>面的景観</p>	<p>都市緑化法の規定による「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑地の適正な保全や緑化の推進方策に関する目標や方向性を示したものの。</p> <p>広域的な利用や多世代にわたるニーズに応じた整備・充実や保全を図るよう「緑の基本計画」で位置付けた公園のこと。</p> <p>地形や土地利用などに応じた一定の範囲を「面」としてとらえた、広がりのある景観のこと。</p>

見出し	語 句	解 説
や行	用途地域	都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進及び良好な都市環境の形成を図るため、区分を定めた地域。
わ行	ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら、問題解決のために行う研究集会や参加者が自主的活動方式で行う講習会。例えば、地域づくり活動において、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で地域の将来像を話し合い、出された意見をグループごとに取りまとめて発表するなど、意見聴取や意見集約を図る手法。

光 市 景 観 計 画

発行：山口県光市

編集：光市建設部都市政策課

〒743 - 8501

山口県光市中央六丁目1番1号

電話 (0833) 72 - 1400 (代表)

<http://www.city.hikari.lg.jp/>
